

提出書類 参考資料集

1. 岐阜市から移管を受けた保育所の保育士配置基準
2. 岐阜市から移管を受けた保育所の保育士配置基準
に基づく必要職員数
3. 岐阜市私立教育・保育施設補助金交付要綱（概要）
4. 岐阜市保育所等緊急整備事業費補助金及び
岐阜市民間児童福祉施設整備促進事業費補助金交付要綱（概要）
5. 岐阜市立保育所全体的な計画
6. 地区別児童数一覧
7. 保育所別入所児童数推移（過去6年間）
8. 園舎の建替えについて
9. 提出書類様式例集
10. 各保育所の概要
 - ①早田保育所
 - ②岩野田保育所
 - ③則武保育所

岐阜市第三次公立保育所民営化
移管先法人募集要項 別冊

令和2年11月

1. 岐阜市から移管を受けた保育所の保育士配置基準

以下に定める基準は、公立保育所の「保育所職員配置基準」を基にした移管を受けた保育所に配置する保育士の配置基準であり、移管先法人はこの基準に基づき保育士を配置すること。

なお、非常勤・短時間保育士を充てる場合の保育士配置、及び当該基準で規定されたこと以外のことに係る職員配置については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付府子本第571号、28文科初第727号、雇児初0823第1号)」に準ずることとする。

また、延長保育事業、一時預かり事業等については、国の基準以上の職員配置を行うこと。

(1) 保育士

保育士配置基準

0歳	3 : 1	1歳	6 : 1	2歳	6 : 1
3歳	20 : 1	4歳	30 : 1	5歳	30 : 1

- ・年齢別子ども数に対し、それぞれ上記の保育士配置基準にて算出(小数点以下三捨四入)
- ・算出された保育士数が1に満たない場合は1とする。
- ・年齢別の保育士数の合計を、保育士配置数とする。

ただし、1・2歳混合クラスについては、クラスの合計人数に応じた保育士配置とする。

また、入所児童数が次の①～⑤に該当する場合は、年齢別の保育士配置を行わず、異年齢保育を実施できるものとし、1人の保育士配置とする。

- | | |
|---------------------|----------|
| ① 0歳児と1歳児または2歳児の合計が | 3人以下の場合 |
| ② 1歳児と2歳児の合計が | 6人以下の場合 |
| ③ 3歳児から5歳児までの合計が | 20人以下の場合 |
| ④ 3歳児と4歳児の合計が | 20人以下の場合 |
| ⑤ 4歳児と5歳児の合計が | 20人以下の場合 |

なお、2つ以上に該当する場合の扱いは次のとおりとする。

ア ③④⑤の全てに該当する場合は、③に該当させる。

イ ④⑤に該当する場合は、いずれか一方を該当させる。

(2) 保育標準時間対応保育士

- ・保育標準時間（原則的な保育時間8時間を超える部分）に対応する保育士配置基準

保育標準認定子ども数に対し、下記の算出方法で必要保育士数を算出し、保育標準時間対応保育士として加配する。ただし、算出された保育士数が1に満たない場合は1とする。

〈算出方法〉

◆保育標準時間必要保育士数

$$= \left(\frac{0 \text{ 歳児}}{3} + \frac{1 \text{ 歳児} + 2 \text{ 歳児}}{6} + \frac{3 \text{ 歳児}}{20} + \frac{4 \text{ 歳児} + 5 \text{ 歳児}}{30} \right) \times 0.419$$

ただし、少数点以下を四捨五入して得た数とする。

$$0.419 = \frac{3.25 \text{ 時間 (保育標準時間 - 常勤保育士の勤務時間)}}{7.75 \text{ 時間 (常勤保育士の勤務時間)}}$$

(3) 利用定員90人以下の施設

保育士を1人加配する。

(4) 障がい児保育士

3 : 1で保育士を配置する。

(5) 施設長

各保育所に配置する。

(6) 看護師

0歳児が入所する保育所に1人配置する。

ただし、乳児4人以上を入所させる保育所については、1人に限って、保育士とみなすことができる。

2. 岐阜市から移管を受けた保育所の保育士配置基準に基づく必要職員数

- 令和2年7月1日現在の児童数をもとにした、保育士数の試算。
- 各保育所の保育士数のうち一人は、主任保育士とすること

◆早田保育所

	保育士数
保育士 ⇒A	6人
保育標準時間対応保育士 ⇒B	1人
利用定員90人以下の施設	1人
保育所長	1人
看護師	0人
合計	9人

	児童数		保育士数	標準時間 対応 保育士数
		うち標準		
0歳児	0人			1人
1歳児	11人	6人	2人	
2歳児	13人	10人	2人	
3歳児	9人	6人	1人	
4歳児	8人	7人	1人	
5歳児	5人	4人		4.5歳で合同保育
合計	46人	33人	6人	1人

⇒A ⇒B

◆岩野田保育所

	保育士数
保育士 ⇒A	9人
保育標準時間保育士 ⇒B	3人
利用定員90人以下の施設	0人
保育所長	1人
看護師	0人
合計	13人

	児童数		保育士数	標準時間 対応 保育士数
		うち標準		
0歳児	0人			3人
1歳児	18人	15人	3人	
2歳児	17人	15人	3人	
3歳児	19人	16人	1人	
4歳児	24人	19人	1人	
5歳児	24人	19人	1人	
合計	102人	84人	9人	3人

⇒A ⇒B

◆則武保育所

	保育士数
保育士 ⇒A	10人
保育標準時間保育士 ⇒B	3人
利用定員90人以下の施設	0人
保育所長	1人
看護師	0人
合計	14人

	児童数		保育士数	標準時間 対応 保育士数
		うち標準		
0歳児	0人			3人
1歳児	19人	14人	3人	
2歳児	26人	20人	4人	
3歳児	25人	20人	1人	
4歳児	28人	20人	1人	
5歳児	24人	18人	1人	
合計	122人	92人	10人	3人

⇒A ⇒B

3. 岐阜市私立教育・保育施設補助金交付要綱（概要）

（趣旨）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定による確認を受けた教育・保育施設及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（本市が設置するものを除く。以下「私立教育・保育施設」という。）の管理運営に寄与し、小学校就学前子どもに対する教育及び保育の推進を図るため、予算の範囲内において交付する私立教育・保育施設補助金（以下「補助金」という。）に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付対象者）

第2条 補助金の交付対象者は、市内に所在する私立教育・保育施設又は市内に在住する児童を入所させる私立教育・保育施設とする。

（補助金の対象等）

第3条 補助金の交付の対象は、次に掲げる事業等（以下「事業等」という。）とし、補助要件、補助対象経費、算定基準及び交付申請時期は、それぞれ別表に定めるとおりとする。

- (1) 延長保育接続事業
- (2) 障害児保育事業
- (3) 低年齢児保育対策費
- (4) 運営費
- (5) 延長保育事業
- (6) 一時預かり事業（一般型）

（省略）

2 補助金の交付限度額は、別表の算定基準により算定された額とする。

（補助金の交付申請）

第4条 規則第4条の規定による補助金の交付の申請は、岐阜市私立教育・保育施設補助金交付申請書（様式第1号）により行わなければならない。

（補助金の交付）

第6条 第3条第1項第1号、第2号及び第5号から第8号までに掲げる事業等に係る補助金は、当該年度の6月、8月、11月及び3月（以下「支払月」という。）に前金払により交付し、1回当たりの交付額は、交付決定を受けた補助金の額（以下「交付決定額」という。）を交付決定をした日以後に到来する支払月の数で除した額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数の合計額を当該年度の3月に交付するものとする。

2 第3条第1項第3号に掲げる低年齢児保育対策費に係る補助金は、規則第16条の規定による補助金の額の確定後、交付するものとする。

3 第3条第1項第4号に掲げる運営費に係る補助金は、当該年度の3月に前金払により交付するものとする。

（以下省略）

別表（第3条関係）

1 延長保育接続事業

補助要件	次の各号のいずれにも該当する私立教育・保育施設とする。 (1) 市内に所在すること。 (2) 開所時間が11時間以上であること。
補助対象経費	事業に要する人件費
算定基準（年額）	（（別に定める額（1時間単価）×超過時間）×22日×要保育士率で算出した月の人件費の1事業年度の合計額）－（別に定める額（控除額）×実施月数）
交付申請時期	事業を開始する月の初日

2 障害児保育事業

補助要件	次の各号のいずれにも該当する私立教育・保育施設とする。 (1) 障害児を保育していること。 (2) 市が定める保育士配置基準その他の配置基準で定める保育士の数のほか、障害児保育のための保育士を障害児3人につき1人加配していること。
補助対象経費	事業に要する人件費
算定基準（月額）	別に定める額×各月初日現在の障害児（私学助成（特別支援教育経費）の対象児童を除く。）の人数
交付申請時期	事業を開始する月の初日

3 低年齢児保育対策費

補助要件	次の各号のいずれにも該当する私立教育・保育施設とする。 (1) 市内に所在すること。 (2) 0歳児から2歳児（以下「低年齢児」という。）までのいずれかの保育を行っていること。 (3) 年度途中の低年齢児の受入れのために市が定める保育士配置基準その他の配置基準で定める保育士の数のほか、低年齢児保育のための保育士を事業開始当初から低年齢児が入所するまでの間、継続して加配していること。 (4) 事業を開始する月の翌月初日から事業を完了する月の初日までの間、市が定める保育士配置基準で1.0人以上の保育士加配が必要となる数の低年齢児が入所していること。
補助対象経費	事業に要する人件費

算定基準（年額）	0歳児	中途入所児童数	加配保育士数	1,828,800円×（0歳児から2歳児までの合計加配保育士数） ただし、事業の実施期間が年度途中になる場合は、152,400円×（0歳児から2歳児までの合計加配保育士数）により算定された額に実施月数を乗じた額とする。
		3～5人	1人	
		6～8人	2人	
		9～11人	3人	
		12～14人	4人	
	1歳児・2歳児（合計）	15人以上	3人増すごとに 1人	
		6～11人	1人	
		12～17人	2人	
		18～23人	3人	
		24～29人	4人	
30人以上	6人増すごとに 1人			
交付申請時期	事業を開始する月の初日			

4 運営費

補助要件	市内に所在する私立教育・保育施設（看護師配置割、環境衛生検査割及び長期勤続職場割にあつては、保育所に限る。）
補助対象経費	眼科及び耳鼻咽喉科検診、環境衛生検査、調理員検便、保育士等処遇改善等に係る経費
算定基準（年額）	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準 (1) 眼科及び耳鼻咽喉科検診費 別に定める額 (2) 看護師配置割 別に定める額（当該年度の4月1日（事業の開始が年度途中になる場合は、事業を開始する月の初日）現在で0歳児が9人以上の場合を除く。） (3) 環境衛生検査費 実費（別に定める額を限度とする。） (4) 腸管出血性大腸菌等対策費 別に定める額×（調理員数+1人） (5) 長期勤続職場割 別に定める額×実施月数
交付申請時期	1月又は事業を完了する月のいずれか早い時期

5 延長保育事業

補助要件	次の各号のいずれにも該当する私立教育・保育施設とする。 (1) 市内に所在すること。
------	---

	<p>(2) 次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める要件</p> <p>ア 保育標準時間認定の子どもに対する延長保育 開所時間が11時間30分以上であること。</p> <p>イ 保育短時間認定の子どもに対する延長保育 保育標準時間認定を受けた子どもが保育を利用できる時間内における保育短時間認定を受けた子どもの延長保育であること。</p>
補助対象経費	事業に要する経費
算定基準	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準</p> <p>(1) 減免補助 延長保育料減免実額（別に定める額を限度とする。）</p> <p>(2) 保育標準時間認定 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める基準</p> <p>ア 30分延長補助（平均利用人数が1人以上であること。） 別に定める額</p> <p>イ 1時間延長補助（平均利用人数が6人以上であること。） 別に定める額</p> <p>ウ 2時間延長補助（平均利用人数が3人以上であること。） 別に定める額</p> <p>(3) 保育短時間認定 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める基準</p> <p>ア 1時間延長補助（平均利用人数が1人以上であること。） 別に定める額×在籍する短時間認定児童数</p> <p>イ 2時間延長補助（平均利用人数が1人以上であること。） 別に定める額×在籍する短時間認定児童数</p> <p>ウ 3時間延長補助（平均利用人数が1人以上であること。） 別に定める額×在籍する短時間認定児童数</p>
交付申請時期	事業を開始する月の初日

6 一時預かり事業（一般型）

補助要件	<p>次の各号のいずれにも該当する私立教育・保育施設とする。</p> <p>(1) 市内に所在すること。</p> <p>(2) 国の一時預かり事業実施要綱に基づく一時預かり事業（一般型）を実施すること。</p>
補助対象経費	事業に要する経費

算定基準	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準 (1) 基本補助 年間の利用人数に対する別に定める額 (2) 延長日数補助 別に定める額×延長利用日数 (3) 減免補助 別に定める額×一時預かり保育料減免人数
交付申請時期	事業を開始する月の初日

7 (省略)

8 (省略)

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 超過時間 保育標準時間認定を受けた子どもが特定保育時間（施設長が8時間を限度として設定した保育短時間認定を受けた子どもが利用する保育の時間をいう。）を超えて利用する保育の時間をいう。
 - (2) 要保育士率 施設長が認定した各月初日現在の特定保育時間外の保育児童数に対する保育士配置基準で求めた保育士率をいう。
 - (3) 市が定める保育士配置基準 岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜市条例第70号）第37条第2項に規定する保育士の配置基準をいう。
 - (4) 腸管出血性大腸菌 O-157、O-26及びO-111をいう。
 - (5) 保育標準時間認定 1日当たり11時間までの利用の保育認定をいう。
 - (6) 保育短時間認定 1日当たり8時間までの利用の保育認定をいう。
- 2 市内に所在する私立教育・保育施設に対する補助において、障害児保育事業、低年齢児保育対策費、延長保育事業の減免補助、一時預かり事業（一般型）の延長日数補助及び減免補助、一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）並びに一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）に係る市外在住者は、一時預かり事業（一般型）の減免補助において、市長が指定する災害等により一時的に市内に滞在する児童の利用料を免除した場合を除き、算定から除外する。
- 3 延長保育事業及び一時預かり事業（一般型）の減免補助の対象となる児童の認定については、岐阜市延長保育実施要綱（平成27年3月31日決裁）第8条第2項及び岐阜市立保育所一時預かり事業実施要領（平成12年4月1日決裁）第11条第1項の規定を準用した場合に減免等を受ける者を算定の対象とする。
- 4 運営費の算定の基準日は、事業を実施する年度の4月1日（事業の開始が年度途中になる場合は、事業を開始する月の初日）現在とする。ただし、看護師配置割

及び長期勤続職場割の合計補助金額の上限の判定にあつては、当該年度の12月31日（事業完了が12月31日以前の場合は、事業完了日）とする。

- 5 運営費の腸管出血性大腸菌等対策費は、腸管出血性大腸菌及びノロウイルスの検便を対象とする。
- 6 運営費の長期勤続職場割は、施設型給付費の処遇改善等加算の加算率算定に用いる当該教育・保育施設の職員1人当たりの平均勤続年数が、13年以上の場合を対象とする。
- 7 一時預かり事業（一般型）の延長日数補助は、岐阜市児童保育条例施行規則（平成27年岐阜市規則第35号）第7条第1項の規定により入所した児童とは別の保育室にて保育を行う私立教育・保育施設を対象とする。
- 8 障害児保育事業における障害児とは、療育総合判定会議で、保育上特別な配慮と支援の必要な乳幼児と判定された児童をいう。
- 9 障害児保育事業及び低年齢児保育対策費の加配保育士は、1日6時間かつ月20日以上勤務する常勤保育士又は非常勤保育士をいう。
- 10 延長保育事業における保育短時間認定において、前後それぞれで算出される延長時間に端数が生じる場合は、平均利用人数が1人以上いる時間を前後合算して算出し、合算した当該時間が2時間30分を超える場合は3時間延長、1時間30分を超える場合は2時間延長、30分を超える場合は1時間延長とする。

岐阜市私立教育・保育施設補助金交付要綱別表に規定する
別に定める額について定める要領（概要）

岐阜市私立教育・保育施設補助金交付要綱（平成11年4月1日決裁）別表に規定する別に定める額は、次の表に定めるとおりとする。

補助の種類	区 分			金 額
延長保育接続	1時間単価			1,294円
	控除額（月額）			396,060円
障害児保育事業 （月額）	特別児童扶養手当支給対象児童			101,600円
	上記以外の障害児			67,730円
運営費	眼科及び耳鼻咽喉科検診費（年額）			176,420円
	看護師配置割（年額）			401,280円
	環境衛生検査費（年額）			149,665円
	腸管出血性大腸菌等対策費（年額）			16,500円
	長期勤続職場割（月額）			施設型給付費の処遇 改善加算率の1%で 算定された額
延長保育事業	減 免 補 助（1人 につき）	1時間延長	1日	300円
			1か月の限度額	4,000円
		2時間延長	1日	450円
			1か月の限度額	6,600円
	保育標準時間認定（年額）	30分延長		300,000円
		1時間延長		1,505,000円
		2時間延長		2,409,000円
	保育短時間認定（年額）	1時間延長		18,700円
		2時間延長		37,400円
		3時間延長		56,100円
一時預かり事業（一 般型）	基本補助			別表により算出され た額
	延長日数補助			1,290円
	減免補助（日額）	3歳未満児		2,240円
3歳以上児		1,490円		
（以下、省略）				

備考

- 1 運営費における看護師配置割及び長期勤続職場割の合計額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 次項に規定する施設型給付費及び補助金の合計額（以下「施設型給付費等合計額」という。）が第3項に規定する当該教育・保育施設の人件費の合計額（以下「教育・保育施設人件費合計額」という。）以上の場合 0円
 - (2) 私立教育・保育施設人件費合計額が施設型給付費等合計額を超える場合 私立教育・保育施設人件費合計額と施設型給付費等合計額の差額を上限とする。
- 2 施設型給付費及び補助金（当該教育・保育施設が受ける施設型給付費（人件費に係る部分に限る。）、延長保育接続補助金、障害児保育事業補助金、延長保育事業補助金（減免補助を除く。）、一時預かり事業（一般型）補助金（減免補助を除く。）、低年齢児保育対策費補助金その他市長が認める補助金等をいう。）の合計額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 当該年度における4月から12月までは、各月の実績値を用い、1月から3月までは、それぞれ12月の実績値を用いて算出した額（その他市長が認める補助金等を除く。）
 - (2) その他市長が認める補助金等にあつては、市長が別に定める方法により算出した額
- 3 私立教育・保育施設の人件費（当該教育・保育施設の職員に対する給与、非常勤職員に対する給与、法定福利費その他市長が認める経費をいう。）の合計額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 当該年度における当該教育・保育施設の人件費の4月分から12月分までの合計額
 - (2) 12月分の人件費から期末勤勉手当を減じた額に1月から3月の事業実施月数を乗じて得た額
- 4 事業の開始又は完了の時期が年度途中になる場合の延長保育事業補助（減免補助を除く。）並びに運営費補助における眼科及び耳鼻咽喉科検診費、看護師配置割及び腸管出血性大腸菌等対策費の金額は、それぞれこの表に定める額に12で除して（10円未満切捨て）、実施月数で乗じて得た金額とする。
- 5 （省略）
- 6 （省略）
- 7 （省略）
- 8 （省略）

別表

年間利用延人数	1か所当たりの年額
1～299人	1,600,000円
300～899人	1,763,000円
900～1499人	3,173,000円
1500～2099人	4,583,000円
2100～2699人	5,993,000円
2700～3299人	7,403,000円
3300～3899人	8,813,000円
3900人～	10,223,000円

4. 岐阜市保育所等緊急整備事業費補助金及び 岐阜市民間児童福祉施設整備促進事業費補助金交付要綱（概要）

（趣旨）

第1条 この要綱は、子どもを安心して育てることができる保育環境を整備するため、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び小規模保育施設の施設整備に対し交付する岐阜市保育所等緊急整備事業費補助金及び岐阜市民間児童福祉施設整備促進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により国、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所をいう。
- (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第12条の規定により学校法人及び社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園型認定こども園 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年岐阜県条例第48号）第3条第1号又は岐阜市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年岐阜市条例第22号）第3条第1号に規定する幼稚園型認定こども園であつて、学校法人が設置するものをいう。
- (4) 小規模保育施設 児童福祉法第34条の15第2項の規定により国、都道府県及び市町村以外の者が実施する家庭的保育事業等のうち同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する施設をいう。
- (5) 児童福祉施設 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。
- (6) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定により学校法人が設置する幼稚園をいう。

（補助金交付対象者）

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる整備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 保育所又は幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分の整備 社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において、当該保育所の施設整備を行う場合に限る。）、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人
- (2) 幼保連携型認定こども園において幼稚園としての教育を実施する部分の整備 学校法人又は社会福祉法人（それぞれ幼保連携型認定こども園の設置者である場合において、当該教育を実施する部分の施設整備を行う場合に限る。）

(3) 幼稚園型認定こども園において実施する保育所機能部分の整備 学校法人（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限る。）

(4) (省略)

(補助対象経費等)

第3条 補助金の名称、補助金の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額の算定方法)

第4条 補助金の額は、次に掲げる方法により算定するものとする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 補助事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「実支出額」という。）を選定するものとする。

(2) 前号の規定により選定された実支出額により、別表に掲げる補助金の額を算定するものとする。

(補助金交付申請書)

第5条 規則第4条の規定による補助金の交付の申請は、岐阜市保育所等緊急整備事業費補助金及び岐阜市民間児童福祉施設整備促進事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 事業（整備）計画書

(2) 申請額算出内訳

(3) 収入支出予算（見込）書抄本

(4) 建物の配置図、平面図、立面図、各室面積表及び仕様書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(以下省略)

別表（第3条、第4条関係）

補助金の名称	補助事業及び補助対象経費		補助金の額
岐阜市保育所等緊急整備事業費補助金	保育所又は幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分	<p>安心こども基金管理運営要領（平成21年3月5日付け20文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について」別紙。以下「要領」という。）別添1「保育所緊急整備事業」に規定する事業及び経費で、岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱（昭和57年12月15日付け児第711号岐阜県民生部長通知。以下「県要綱」という。）により補助金の交付を受ける事業及び経費</p>	<p>要領別添1「保育所緊急整備事業」に規定する補助基準額と実支出額を比較していずれか少ない額に、要領別添1の3(1)又は(2)に掲げる国及び市町村の補助率を乗じた額を合算して得た額の範囲内の額</p>
		<p>保育所等整備交付金交付要綱（平成30年5月8日付け厚生労働省発子0508第1号厚生労働事務次官通知「保育所等整備交付金の交付について」別紙。以下「国交付金要綱」という。）により交付金の交付を受ける事業及び経費</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た額の範囲内の額</p> <p>(1) 国交付金要綱により算出した交付基礎額と実支出額に国交付金要綱別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額を比較していずれか少ない額</p> <p>(2) 前号の額が交付基礎額である場合にあっては交付基礎額を割り戻した額に市町村の負担割合を乗じた額、前号の額が実支出額に国交付金要綱別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額である場合にあっては実支出額に市町村の負担割合を乗じた額</p>

<p>幼保連携型認定こども園において幼稚園としての教育を実施する部分</p>	<p>要領別添8「認定こども園整備事業」に規定する事業及び経費で、岐阜県認定こども園整備事業補助金交付要綱（平成22年4月1日人文第1065号）により補助金の交付を受ける事業及び経費</p>	<p>要領別添8「認定こども園整備事業」に規定する補助基準額と実支出額を比較していずれか少ない額に、要領別添8の3(2)に掲げる国及び市町村の補助率を乗じた額を合算して得た額の範囲内の額</p>
	<p>認定こども園施設整備交付金交付要綱（平成27年5月21日文科科学大臣裁定）別記及び認定こども園施設整備交付金実施要領（平成27年5月21日初等中等教育局長裁定）別紙1により交付金の交付を受ける事業及び経費</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た額の範囲内の額</p> <p>(1) 認定こども園施設整備交付金実施要領別表1に規定する算定基準表及び同要領別表2に規定する交付基準額表により算出した交付基礎額と実支出額に同要領別紙1に掲げる国の負担割合を乗じた額を比較していずれか少ない額</p> <p>(2) 前号の額が交付基礎額である場合にあっては交付基礎額を割り戻した額に市町村の負担割合を乗じた額、前号の額が実支出額に認定こども園施設整備交付金実施要領別紙1に掲げる国の負担割合を乗じた額である場合にあっては実支出額に市町村の負担割合を乗じた額</p>
<p>幼稚園型認定こども園において実施する保育所機能部分</p>	<p>要領別添8「認定こども園整備事業」に規定する事業及び経費で、岐阜県認定こども園整備事業補助金交付要綱により補助金の交付を受ける事業及び経費</p>	<p>要領別添8「認定こども園整備事業」に規定する補助基準額と実支出額を比較していずれか少ない額に、要領別添8の3(2)に掲げる国及び市町村の補助率を乗じた額を合算して得た額の範囲内の額</p>
<p>小規模保育施設</p>	<p>要領別添1の2「小規模保育整備事業」に規定する事業及び</p>	<p>要領別添1の2「小規模保育整備事業」に規定する補助基準額と実支</p>

		経費で、県要綱により補助金の交付を受ける事業及び経費	出額を比較していずれか少ない額に要領別添1の2の3(1)又は(2)に掲げる国及び市町村の補助率を乗じた額を合算して得た額の範囲内の額
		国交付金要綱により交付金の交付を受ける事業及び経費	次に掲げる額を合算して得た額の範囲内の額 (1) 国交付金要綱により算出した交付基礎額と実支出額に国交付金要綱別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額を比較していずれか少ない額 (2) 前号の額が交付基礎額である場合にあっては交付基礎額を割り戻した額に市町村の負担割合を乗じた額、前号の額が実支出額に国交付金要綱別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額である場合にあっては実支出額に市町村の負担割合を乗じた額
岐阜市民 間児童福 祉施設整 備促進事 業費	保育所	岐阜市公立保育所民営化計画に基づき改築等を条件として民営化された施設の当該改築等を行う場合における要領別添1「保育所緊急整備事業」に規定する事業及び経費で、県要綱により補助金の交付を受ける事業及び経費	要領別添1「保育所緊急整備事業」に規定する補助基準額と実支出額を比較していずれか少ない額から岐阜市保育所等緊急整備事業費補助金の額を差し引いた額。
		岐阜市公立保育所民営化計画に基づき改築等を条件として民営化された施設の当該改築等を行う場合における国交付金要綱により交付金の交付を受ける事業及び経費	国交付金要綱に規定する交付基準額と実支出額を比較していずれか少ない額を国の負担割合で割り戻した額から岐阜市保育所等緊急整備事業費補助金の額を差し引いた額。

5. 岐阜市立保育所全体的な計画

令和 年度 〇〇保育所

保育の理念

◆子どもの最善の利益を保障します。

可能性に満たすすべての乳幼児の幸せのために、子どもの主体性を尊重し、一人一人の人權を守ります。

◆子どもにとって最もふさわしい生活の場を保障します。

すべての子どもが安心して暮らせる環境の中で、遊びを通して学びの芽を育みます。職員は、専門性や人間性を発揮し、愛情と信頼に満ちた環境の中で子どもの自己肯定感を育み、養護と教育が一体となった質の高い保育に努めます。

◆家庭援助や地域における支援を積極的に進めます。

保育所に入所している子どもの保護者とともに成長の喜びを共有し、子育てを支えていきます。また、地域の子育て家庭への支援にも努めます。

保育所の目標

生涯にわたる生きる力の育成

- 自分のことを自分でできる力
- 人とかがわかる力
- 身近な物や出来事とかがわかる力

保育所の特色

基本方針

I 子どもの発達援助

◎ 生きる力の基礎を育む保育・教育の推進

1 環境を通して、養護及び教育を一体的に行う

<養護> 生命の保持・情緒の安定

<教育> 健康・人間関係・環境・言葉・表現

2 保育所保育指針を踏まえた質の高い保育・教育の実施

・子どもの主体性を尊重し、自己肯定感を育む保育

・健康安全な環境の中で、自己発揮できる保育

・子どもが互いに個性を認め合い育ちあう保育

3 生活や遊びを通しての総合的な保育

・子どもが自ら関わる環境

・安全で保健全な環境

・温かな雰囲気と生き生きとした活動の場

・人との関わりを育む環境

4 小学校との連携

・アプローチカリキュラムによる保育の工夫

・就学に向けての交流

・保育所保育要録の作成

II 子育て支援

◎ 子育て家庭の養育力の向上

1 入所児童の保護者の子育て支援

・子どもとの保育と密接に関連した保護者支援

・送迎時対応、相談や助言、会合や行事など

・保護者との相互理解

・子どもの福祉を尊重し、多様な保育を実施

・食物アレルギー対応、障がい児保育、延長保育、休日保育

・障がいや発達上の課題が見られる子どもと、その保護者に対する支援

・保護者に対する個別支援

・虐待の予防、早期発見等の対策

2 地域の子育て支援

・地域子育て支援センター事業

・一時預かり、親子教室、子育てセミナー（ほか）

・元氣子育てサロン事業

・園庭開放・子育て相談・図書貸し出し

・休日保育事業

・ハッピーババママ保育所体験事業

・障がい児交流保育事業

・サポート一時預かり事業

・赤ちゃんステーション事業

・「岐阜市子どもの健康を考えるつどい」開催

III 地域の住民や関係機関との連携

◎ 子どもを核としたよりよい地域との連携

・育児相談

・保健センター、子ども・若者総合支援センター、幼児支援教室等との連携

・子どもの健康

・嘱託医と連携

・歯科衛生士による歯磨き指導

・虐待

・子ども家庭課、子ども相談センター、保健センター等関係機関や民生・児童委員との連携

・苦情解決

・関係諸機関や民生・児童委員と連携した取り組みの実施

・近隣のママや自治会、老人会等の地域団体との連携

・公民館、児童センターとの連携

・保育実習生、看護実習生、小中高生の保育体験、保育ボランティア等の受け入れ

・地域資源の活用

IV 運営管理

◎ 施設運営の質の向上

・施設長の責務

・保育理念や基本方針を明文化し、職員、保護者、地域関係者へ周知

・PDCA サイクルによる自己評価及び保育所評価

・第三者評価受審

・研修体制の確立と着実な実施

・岐阜市立保育所保育研究会

・法令遵守

・人権尊重及び守秘義務の遵守

・情報提供

・保護者の意向を尊重

・安全、衛生管理の徹底

(主なマニュアル)

地震防災 緊急地震速報受信時対応

安全管理

(事故防止・衛生管理・不審者の立ち入りの対応等)

食物アレルギー対応 エビベン

感染症対応 病害虫等防除等

(主な点検)

水質検査 環境衛生検査 放射線測定

遊具点検 検査点検 施設の安全点検等

(その他)

避難訓練 不審者対応訓練 保健安全計画 食育計画 SIDSの予防 交通安全教室 連れ去り防止講習等

全体的な計画「発達に応じて経験させたい内容」

		おおむね1歳					おおむね2歳					
		歩行が確立して、生活空間が広がり、言葉を話し始める					基本的な運動機能が発達し、自己主張が強くなる					
		おおむね0歳					おおむね1歳					
		特定の大人との情緒的きずなが深まる					発達過程					
		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期
発達過程	音がすわり手足の動きが返るようになる。特定の大人との間に情緒的関係を形成している。	音がすわり手足の動きが返るようになる。特定の大人との間に情緒的関係を形成している。	音がすわり手足の動きが返るようになる。特定の大人との間に情緒的関係を形成している。	音がすわり手足の動きが返るようになる。特定の大人との間に情緒的関係を形成している。	音がすわり手足の動きが返るようになる。特定の大人との間に情緒的関係を形成している。	音がすわり手足の動きが返るようになる。特定の大人との間に情緒的関係を形成している。	音がすわり手足の動きが返るようになる。特定の大人との間に情緒的関係を形成している。	音がすわり手足の動きが返るようになる。特定の大人との間に情緒的関係を形成している。	音がすわり手足の動きが返るようになる。特定の大人との間に情緒的関係を形成している。	音がすわり手足の動きが返るようになる。特定の大人との間に情緒的関係を形成している。	音がすわり手足の動きが返るようになる。特定の大人との間に情緒的関係を形成している。	音がすわり手足の動きが返るようになる。特定の大人との間に情緒的関係を形成している。
生きる力	自分のことを自分でする力	健康	人間関係	環境	言葉	表現	健康	人間関係	環境	言葉	表現	
◎ 寝やかたのびのび育つ	・保育士等の愛情豊かな受容の下で、生理的・心理的欲求を満たし、心地よく生活をする。 ・一人一人の子どもの生活リズムを大切にしながら、安心して午睡できるようにする。 ・一人一人の子どもの排泄間隔を知り、おむつが汚れていないときに便器に慣れさせるようにすまなく排泄できたときは褒めることなどを繰り返す。 ・ゆつたりとした雰囲気の中で食事を楽しむ。 ・スプーンフォークを使って一人で食べようとする。 ・立つ、歩くなどそれぞれの状態に合った活動を行う。 ・おむつや衣服が汚れたら、優しく言葉をかけながらこまめに取り替える、きれいな心地よさを感ずることができるようになる。 ・個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることが楽しむ。 ・一人一人の発育に応じて、はう、立つ、歩くなど、それぞれの状態に合った活動を行う。 ・つまむ、たたく、引く張るなど、手や指を使って遊ぶ。	・保育士等や周囲の子どもの安定した関係の中で、共に過ごす心地よさを感ずる。 ・探求活動を通して、見る、触れるなどの感覚の働きを豊かにする。 ・玩具、絵本、遊具に慣れ、十分に遊ぶ。 ・身の回りの物に触れ、形、色、大きさ、重さなどの物の性質に気付く。 ・身近な小動物や自然物を見たり、触れたりして興味・関心を持つ。	・季節ごとに外気に触れ心地よさを味わうとともに、外気の変化を感じ取る。 ・探求活動を通して、見る、触れるなどの感覚の働きを豊かにする。 ・玩具、絵本、遊具に慣れ、十分に遊ぶ。 ・身の回りの物に触れ、形、色、大きさ、重さ、量などの物の性質に気付く。 ・身近な小動物や自然物を見たり、触れたりして興味・関心を持つ。	・親しみをもって日常生活での簡単なあいさつをする。 ・おむつや片言を優しく受け止めてもらい、保育士等とのやり取りを楽しむ。 ・自分の思いを指差しし身振り、簡単な言葉を使って伝える。 ・絵本や紙芝居を楽しみ、簡単な言葉を繰り返したり、模倣をしたりする。 ・保育士等と一緒にごっこ遊びをする中で、簡単な言葉のやり取りを楽しむ。 ・保育士等の言葉や話に興味や関心をもって聞く。	・保育士等と一緒に水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。 ・生活の中で様々な音、形、色、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりする。 ・歌や音楽を聞きながら保育士等の動きを真似て遊ぶことを楽しむ。 ・保育士等と一緒に歌ったり、簡単な手遊びや体を遊ばせたりする。 ・保育士等と一緒に遊びや模倣遊びを楽しむ。 ・保育士等と一緒に歌ったり、簡単な手遊びをしたりする。 ・保育士等の動きを真似て、体を動かして遊ぶ。							
◎ 身近な人と気持ちを通じ合う	・子どもからの働きかけを察知し、応答的に触れ合い言葉がけによって、欲求が満たされ、安心感を持って過ごす。 ・体の動きや表情、発声、喃語等を優しく受け止めてもらい、保育士等とのやり取りを楽しむ。 ・生活や遊びの中で、自分の身近な人の存在に気付く、親しみの気持ちを表す。 ・温かく、受容的な関わりを通じて自分を肯定する気持ちが生ええる。 ・保育士等の話す声や歌をじっと聞く。 ・保育士等との関わりを楽しみながら、指さしや喃語など自分の要求を伝える。 ・発声、喃語などを優しく受け止めてもらい、保育士等とのやり取りを楽しむ。	・保育士等や周囲の子どもの安定した関係の中で、共に過ごす心地よさを感ずる。 ・探求活動を通して、見る、触れるなどの感覚の働きを豊かにする。 ・玩具、絵本、遊具に慣れ、十分に遊ぶ。 ・身の回りの物に触れ、形、色、大きさ、重さ、量などの物の性質に気付く。 ・身近な小動物や自然物を見たり、触れたりして興味・関心を持つ。	・季節ごとに外気に触れ心地よさを味わうとともに、外気の変化を感じ取る。 ・探求活動を通して、見る、触れるなどの感覚の働きを豊かにする。 ・玩具、絵本、遊具に慣れ、十分に遊ぶ。 ・身の回りの物に触れ、形、色、大きさ、重さ、量などの物の性質に気付く。 ・身近な小動物や自然物を見たり、触れたりして興味・関心を持つ。	・親しみをもって日常生活での簡単なあいさつをする。 ・おむつや片言を優しく受け止めてもらい、保育士等とのやり取りを楽しむ。 ・自分の思いを指差しし身振り、簡単な言葉を使って伝える。 ・絵本や紙芝居を楽しみ、簡単な言葉を繰り返したり、模倣をしたりする。 ・保育士等と一緒にごっこ遊びをする中で、簡単な言葉のやり取りを楽しむ。 ・保育士等の言葉や話に興味や関心をもって聞く。	・保育士等と一緒に水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。 ・生活の中で様々な音、形、色、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりする。 ・歌や音楽を聞きながら保育士等の動きを真似て遊ぶことを楽しむ。 ・保育士等と一緒に歌ったり、簡単な手遊びや体を遊ばせたりする。 ・保育士等と一緒に遊びや模倣遊びを楽しむ。 ・保育士等と一緒に歌ったり、簡単な手遊びをしたりする。 ・保育士等の動きを真似て、体を動かして遊ぶ。							
◎ 身近な物とかかわり感性が育つ	・季節ごとに外気に触れ心地よさを味わうとともに、外気の変化を感じ取る。 ・身近な自然物を見たり、触れたりして親しむ。 ・身近な生活用具、玩具や絵本などが用意された中で、身の回りのものに対する興味や好奇心をもつ。 ・生活や遊びの中で様々な音、形、色、手触りなどに気づく。感覚の働きを豊かにする。 ・保育士等と一緒に様々な色彩のものや身近なものを見る。 ・保育士等のあやし遊びに機嫌良く応じたり歌や音楽を聞きながら、手足や体を動かして楽しむ。 ・保育士等と一緒に様々な色彩の形のものや絵本などを見る。	・保育士等や周囲の子どもの安定した関係の中で、共に過ごす心地よさを感ずる。 ・探求活動を通して、見る、触れるなどの感覚の働きを豊かにする。 ・玩具、絵本、遊具に慣れ、十分に遊ぶ。 ・身の回りの物に触れ、形、色、大きさ、重さ、量などの物の性質に気付く。 ・身近な小動物や自然物を見たり、触れたりして興味・関心を持つ。	・季節ごとに外気に触れ心地よさを味わうとともに、外気の変化を感じ取る。 ・探求活動を通して、見る、触れるなどの感覚の働きを豊かにする。 ・玩具、絵本、遊具に慣れ、十分に遊ぶ。 ・身の回りの物に触れ、形、色、大きさ、重さ、量などの物の性質に気付く。 ・身近な小動物や自然物を見たり、触れたりして興味・関心を持つ。	・親しみをもって日常生活での簡単なあいさつをする。 ・おむつや片言を優しく受け止めてもらい、保育士等とのやり取りを楽しむ。 ・自分の思いを指差しし身振り、簡単な言葉を使って伝える。 ・絵本や紙芝居を楽しみ、簡単な言葉を繰り返したり、模倣をしたりする。 ・保育士等と一緒にごっこ遊びをする中で、簡単な言葉のやり取りを楽しむ。 ・保育士等の言葉や話に興味や関心をもって聞く。	・保育士等と一緒に水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。 ・生活の中で様々な音、形、色、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりする。 ・歌や音楽を聞きながら保育士等の動きを真似て遊ぶことを楽しむ。 ・保育士等と一緒に歌ったり、簡単な手遊びや体を遊ばせたりする。 ・保育士等と一緒に遊びや模倣遊びを楽しむ。 ・保育士等と一緒に歌ったり、簡単な手遊びをしたりする。 ・保育士等の動きを真似て、体を動かして遊ぶ。							

発達課程		おおむね3歳		おおむね4歳		おおむね5歳	
発達課程	身体の基本機能がつき依存から自立へと移行する	12期 身体的な動作が一通りできるようになる	13期 平衡感覚が発達して自立できるようになる	14期 自分の体の動きをコントロールしたり、自ら身体感覚を高めることができるようになる	15期 友達のつながりやが、全身のパラメータをコントロールできるようになる	17期 身長への期待が膨らみ、自分の役割が意識されるようになる	18期 運動機能は、ますます遊びや生活の中で発揮されるようになる
	健康	保育士等や友達と触れ合い安定感をもって生活する	保育士等や友達と触れ合い安定感をもって生活する	保育士等や友達と触れ合い安定感をもって生活する	保育士等や友達と触れ合い安定感をもって生活する	保育士等や友達と触れ合い安定感をもって生活する	保育士等や友達と触れ合い安定感をもって生活する
人間関係	人とかかわる力	安心できる保育士等との信頼関係の下で、身近な大人や友達に安心し、共に過ごすことを楽しむ	安心できる保育士等との信頼関係の下で、身近な大人や友達に安心し、共に過ごすことを楽しむ	安心できる保育士等との信頼関係の下で、身近な大人や友達に安心し、共に過ごすことを楽しむ	安心できる保育士等との信頼関係の下で、身近な大人や友達に安心し、共に過ごすことを楽しむ	安心できる保育士等との信頼関係の下で、身近な大人や友達に安心し、共に過ごすことを楽しむ	安心できる保育士等との信頼関係の下で、身近な大人や友達に安心し、共に過ごすことを楽しむ
	生きる力	身近な動物、自然現象をよく見たり、触れたりなど驚き、親しみをもち、取り入れたり遊ぶ	身近な動物、自然現象をよく見たり、触れたりなど驚き、親しみをもち、取り入れたり遊ぶ	身近な動物、自然現象をよく見たり、触れたりなど驚き、親しみをもち、取り入れたり遊ぶ	身近な動物、自然現象をよく見たり、触れたりなど驚き、親しみをもち、取り入れたり遊ぶ	身近な動物、自然現象をよく見たり、触れたりなど驚き、親しみをもち、取り入れたり遊ぶ	身近な動物、自然現象をよく見たり、触れたりなど驚き、親しみをもち、取り入れたり遊ぶ
言葉	言葉	保育士等や友達との言葉や話に興味や関心をもち、聞いて話したりする	保育士等や友達との言葉や話に興味や関心をもち、聞いて話したりする	保育士等や友達との言葉や話に興味や関心をもち、聞いて話したりする	保育士等や友達との言葉や話に興味や関心をもち、聞いて話したりする	保育士等や友達との言葉や話に興味や関心をもち、聞いて話したりする	保育士等や友達との言葉や話に興味や関心をもち、聞いて話したりする
	表現	生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりする	生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりする	生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりする	生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりする	生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりする	生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりする

6. 地区別児童数一覽

地区別	令和2年4月1日現在 (人)			平成27年4月1日現在 (人)			増減 (H27→R2) (人)			増減率 (H27→R2)		
	総人口	うち0~4歳	うち5~9歳	総人口	うち0~4歳	うち5~9歳	総人口	うち0~4歳	うち5~9歳	総人口	うち0~4歳	うち5~9歳
総数	408,109	15,378	16,856	414,382	16,629	17,921	△6,273	△1,251	△1,065	△1.5%	△7.5%	△5.9%
金華	4,608	103	143	5,103	123	171	△495	△20	△28	△9.7%	△16.3%	△16.4%
京町	3,891	77	115	4,337	93	97	△446	△16	18	△10.3%	△17.2%	18.6%
明徳	3,124	59	69	3,439	72	76	△315	△13	△7	△9.2%	△18.1%	△9.2%
徹明	4,409	147	129	4,774	166	131	△365	△19	△2	△7.6%	△11.4%	△1.5%
梅林	6,474	149	172	6,866	174	172	△392	△25	0	△5.7%	△14.4%	0.0%
白山	5,683	129	163	6,056	163	187	△373	△34	△24	△6.2%	△20.9%	△12.8%
華陽	7,550	264	252	7,751	284	278	△201	△20	△26	△2.6%	△7.0%	△9.4%
本郷	6,558	169	229	7,061	177	207	△503	△8	22	△7.1%	△4.5%	10.6%
木之本	5,959	168	171	6,301	171	201	△342	△3	△30	△5.4%	△1.8%	△14.9%
本荘	11,456	415	479	11,643	476	510	△187	△61	△31	△1.6%	△12.8%	△6.1%
日野	7,780	303	344	7,708	356	339	72	△53	5	0.9%	△14.9%	1.5%
長良	6,802	244	272	7,186	242	306	△384	2	△34	△5.3%	0.8%	△11.1%
長良西	13,157	520	478	13,547	464	603	△390	56	△125	△2.9%	12.1%	△20.7%
長良東	10,849	517	546	10,926	505	584	△77	12	△38	△0.7%	2.4%	△6.5%
島	12,852	645	717	12,198	696	605	654	△51	112	5.4%	△7.3%	18.5%
早田	9,465	257	336	10,161	348	369	△696	△91	△33	△6.8%	△26.1%	△8.9%
城西	8,327	303	277	8,404	292	307	△77	11	△30	△0.9%	3.8%	△9.8%
三里	14,470	619	724	14,295	762	725	175	△143	△1	1.2%	△18.8%	△0.1%
鷺山	10,117	345	434	10,588	412	496	△471	△67	△62	△4.4%	△16.3%	△12.5%
加納	7,116	246	300	7,219	206	258	△103	40	42	△1.4%	19.4%	16.3%
加納西	7,871	252	293	7,843	241	269	28	11	24	0.4%	4.6%	8.9%
則武	9,290	443	467	8,903	406	411	387	37	56	4.3%	9.1%	13.6%
常磐	6,506	226	276	6,657	259	288	△151	△33	△12	△2.3%	△12.7%	△4.2%
長森南	14,332	586	596	14,437	643	695	△105	△57	△99	△0.7%	△8.9%	△14.2%
長森北	6,526	243	267	6,641	261	244	△115	△18	23	△1.7%	△6.9%	9.4%
長森西	8,746	407	404	8,456	399	378	290	8	26	3.4%	2.0%	6.9%
長森東	7,662	359	407	7,142	334	365	520	25	42	7.3%	7.5%	11.5%
木田	3,064	142	112	3,056	116	117	8	26	△5	0.3%	22.4%	△4.3%
岩野田	7,279	236	290	7,610	244	286	△331	△8	4	△4.3%	△3.3%	1.4%
岩野田北	8,151	369	389	8,017	394	463	134	△25	△74	1.7%	△6.3%	△16.0%
黒野	11,860	333	355	12,581	394	463	△721	△61	△108	△5.7%	△15.5%	△23.3%
方県	2,475	49	75	2,764	75	77	△289	△26	△2	△10.5%	△34.7%	△2.6%
茜部	14,005	694	701	13,187	664	737	818	30	△36	6.2%	4.5%	△4.9%
鶉	12,707	720	672	11,660	718	705	1,047	2	△33	9.0%	0.3%	△4.7%
西郷	8,854	388	432	8,944	464	439	△90	△76	△7	△1.0%	△16.4%	△1.6%
七郷	11,253	440	551	11,275	544	589	△22	△104	△38	△0.2%	△19.1%	△6.5%
市橋	15,046	850	719	14,170	828	708	876	22	11	6.2%	2.7%	1.6%
岩	4,759	145	168	5,026	183	223	△267	△38	△55	△5.3%	△20.8%	△24.7%
鏡島	12,702	514	465	13,061	453	542	△359	61	△77	△2.7%	13.5%	△14.2%
厚見	13,814	523	526	14,031	494	552	△217	29	△26	△1.5%	5.9%	△4.7%
日置江	4,600	160	177	4,758	202	224	△158	△42	△47	△3.3%	△20.8%	△21.0%
芥見	7,589	230	271	8,009	268	308	△420	△38	△37	△5.2%	△14.2%	△12.0%
藍川	6,096	97	150	6,755	152	240	△659	△55	△90	△9.8%	△36.2%	△37.5%
芥見東	5,680	83	132	6,540	146	233	△860	△63	△101	△13.1%	△43.2%	△43.3%
芥見南	2,998	57	95	3,238	76	116	△240	△19	△21	△7.4%	△25.0%	△18.1%
合渡	6,342	245	284	6,490	320	318	△148	△75	△34	△2.3%	△23.4%	△10.7%
三輪南	9,365	329	448	9,500	399	533	△135	△70	△85	△1.4%	△17.5%	△15.9%
三輪北	2,533	55	91	2,711	80	88	△178	△25	3	△6.6%	△31.3%	3.4%
網代	1,955	39	48	2,079	60	50	△124	△21	△2	△6.0%	△35.0%	△4.0%
柳津	13,402	485	645	13,278	630	638	124	△145	7	0.9%	△23.0%	1.1%

「注」この表は、住民基本台帳に登録されたものを集計したもので、外国人住民も含まれています。
地区別・年齢別人口統計表から作成

7. 保育所別入所児童数推移（過去6年間）

※各年7月1日時点での人数

早田保育所

(人)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
0歳児	0	0	0	0	0	0	0
1歳児	6	8	6	11	11	10	11
2歳児	8	5	8	11	11	9	13
3歳児	16	13	9	10	5	10	9
4歳児	7	17	15	10	10	5	8
5歳児	17	9	18	13	12	12	5
合計	54	52	56	55	49	46	46

岩野田保育所

(人)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
0歳児	0	1	2	0	0	0	0
1歳児	20	18	15	19	20	20	18
2歳児	17	25	25	18	18	20	17
3歳児	27	17	24	26	23	24	19
4歳児	26	31	16	24	24	24	24
5歳児	26	30	31	18	25	24	24
合計	116	122	113	105	110	112	102

則武保育所

(人)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
0歳児	0	1	0	0	0	0	0
1歳児	20	19	20	20	20	20	19
2歳児	22	25	26	22	25	23	26
3歳児	26	26	25	20	22	26	25
4歳児	23	28	28	25	20	22	28
5歳児	26	25	25	29	22	21	24
合計	117	124	124	116	109	112	122

8. 園舎の建替えについて

●市が無償で貸与を検討する候補用地（仮設園舎建設用地）

岐阜北幼児支援教室 駐車場（岐阜市福光西1丁目16-2）の一部

貸与された用地の使用にあたっては、以下のことを実施すること。

- ・駐車場内での貸与の範囲を市と協議の上決定すること。
- ・児童登園時の交通対策を十分に講じること。
- ・借受期間終了後は、現状復旧を行うこと。
- ・当該用地への登園が困難な児童に対し、通園バスの導入を検討するなど、適切に対応すること



●園舎の建替えに対する市の補助予定額

（補助予定額＝「令和2年6月5日付保育所等整備交付金の交付について（厚生労働省発子0605第4号）」で示された「保育所等整備交付金交付要綱」を基にして算出した補助基準額）

		(千円)
		補助予定額
早田保育所	236,566	定員を80名とした場合
岩野田保育所	291,740	定員を120名とした場合
則武保育所	339,742	定員を150名とした場合

※ 上記金額は、補助要綱の改正による補助単価の見直し等により、実際とは異なる可能性がある。

※ 本体工事費（設計料加算を含む）、解体撤去工事費、仮施設整備工事費を補助対象として算出。

9. 提出書類様式例集

(様式例①)

<h3>評議員（注1）就任承諾書</h3>			
<p>〇〇〇法人△△△ 評議員（注1）に就任することを承諾します。</p>			
令和	年	月	日（注2）
		住所	印
		氏名	
		〇〇〇法人△△△	
		理事長（注3）	□□ □□殿
		又は	
		法人設立準備会	
		代表者（注4）	

注1 理事就任承諾書は評議員を理事に置き換えて作成すること。

注2 新設の社会福祉法人等の場合は、設立代表者に権限を委任した日付以降で、法人設立認可申請年月日以前の日付であること。

注3 既設の社会福祉法人等の場合

注4 新設の社会福祉法人の場合

(様式例②)

<h3>施設長（注1）就任承諾書</h3>			
<p>〇〇〇法人△△△が設置運営する●●●保育園の施設長（注1）に就任することを承諾します。</p> <p>なお、施設長（注1）に就任するに当たっては、その職務に専念することを誓います。</p>			
令和	年	月	日
		住所	印
		氏名	
		〇〇〇法人△△△	
		理事長（注2）	□□ □□殿
		又は	
		法人設立準備会	
		代表者（注3）	

注1 主任保育士就任承諾書は施設長を主任保育士に置き換えて作成すること。

注2 既設の社会福祉法人等の場合

注3 新設の社会福祉法人の場合

法人設立準備会 名簿

〇〇〇〇法人△△△設立準備会役員

氏名	住所	生年月日
代表者〇〇〇〇	岐阜市〇〇〇〇〇〇〇〇	昭和〇年〇月〇日
〇〇〇〇	各務原市〇〇〇〇〇〇〇〇	
〇〇〇〇		
〇〇〇〇		
〇〇〇〇		
〇〇〇〇		
〇〇〇〇		
〇〇〇〇		

(法人設立準備会代表者が贈与者でない場合)

⇒設立代表者が設立に関する一切の権限を有することとする委任状例)

委任状

住所 (注1)
氏名 (注2)

●●●法人 (仮称) 〇〇〇設立準備会は、岐阜市立△△△保育所の
移管を受ける法人として応募すること、及び移管先として決定され
た場合には、その保育所を運営する法人として●●●法人〇〇〇を
設立することを目的に発足した会である。

上記の者を●●●法人〇〇〇の設立代表者として、設立に関し必
要な一切の権限を委任する。

令和 年 月 日 (注1)

設立者 (注2)	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印

注1 財産等の贈与契約日以前の日付であること。

注2 設立代表者以外の設立者 (移管決定後の法人設立の認可申請と揃えること)。

なお、連記式でなく、設立者別の委任状でも差し支えない。

(様式例⑤) 設立代表者の権限を証する委任状例

(法人設立準備会代表者が贈与者である場合

⇒設立代表者が贈与契約に関する権限以外を有することとする委任状例)

委任状

住所 (注1)

氏名 (注2)

●●●法人 (仮称) ○○○設立準備会は、岐阜市立△△保育所の
移管を受ける法人として応募すること、及び移管先として決定され
た場合には、その保育所を運営する法人として●●●法人○○○を
設立することを目的に発足した会である。

上記の者を●●●法人○○○の設立代表者として、設立に関し必
要な権限 (▲▲▲ (設立代表者氏名) の贈与契約に係る部分を除
く。) の一切を委任する。

令和 年 月 日 (注1)

設立者 (注2)	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印

注1 財産等の贈与契約日以前の日付であること。

注2 設立代表者以外の設立者。なお、連記式でなく、設立者別の委任状でも差し支えない。

(様式例⑥) 設立代表者の権限を証する委任状例

(法人設立準備会代表者が贈与をしない場合

⇒設立代表者以外の者が贈与契約に係る権限を有することとする委任状例)

委任状

住所 (注1)

氏名 (注2)

●●●法人 (仮称) ○○○設立準備会は、岐阜市立△△保育所の
移管を受ける法人として応募すること、及び移管先として決定され
た場合には、その保育所を運営する法人として●●●法人○○○を
設立することを目的に発足した会である。

上記の者に●●●法人○○○と☆☆☆ (設立代表者氏名) との贈
与契約に係る権限を委任する。

令和 年 月 日 (注1)

設立者 (注2)	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印
設立者	住所	氏名	印

注1 財産等の贈与契約日以前の日付であること。

注2 設立代表者の代理人を除く設立者全員。設立代表者を含むので注意。なお、連記式でなく、設立者別の委任状でも差し支えない。

贈与確約書

〇〇〇〇 (贈与者) は、

●●●法人△△△設立準備会代表者□□□□

(代表者が贈与者となる場合は、代表者代理人) に、

同法人が▲▲▲保育所の移管先法人として決定され、

かつ●●●法人△△△の設立が認可された場合に、

基本財産として 円、

運用財産として 円を

贈与することを確約します。

令和 年 月 日

贈与者

住所
氏名

印

資金計画書 (新設法人の場合)

基本財産

預金 10,000,000 円

贈与者 岐阜太郎による
(贈与契約書、岐阜太郎の預金残高証明書添付)

運用財産

預金 9,649,000 円

贈与者 岐阜花子による
(贈与契約書、岐阜花子の預金残高証明書添付)

募集要項
- 「3. 移管条件等について」
- 法人の条件
- (3)の運用財産

令和 年 月 日

住所

●●●法人△△△設立準備会代表者
氏名 印

資金計画書 (既設法人の場合)

令和 年度末において、法人の運用財産として、〇〇保育園年間事業費の12分の2に相当する9,649千円を支払い運用財産として用意し、移管決定後当該保育所会計への繰り入れを確約します。(法人の預金残高証明書添付)

令和 年 月 日

住所

●●●法人△△△理事長
印

様式例⑨

令和 年度 収支予算見込書 [以上児 人、未満児 人の計 人で試算]

科 目		金 額 (円)	備 考
収 入	1 施設型給付費収入		
	2 利用者等利用料収入		延長保育、一時保育利用料等
	3 岐阜市補助金収入		
	4 贈与金収入		年間運営費の 2/12 の額
	5 雑収入 (職員給食費収入等)		
	収入計		
支 出	1 人件費支出 (1) 役員報酬支出 (2) 職員給料支出 (3) 職員賞与支出 (4) 非常勤職員給与支出 (5) 派遣職員費支出 (6) 退職給付支出 (7) 法定福利費支出		
	2 事業費支出 (1) 給食費支出 (2) 保健衛生費支出 (3) 被服費支出 (4) 日用品費支出 (5) 保育材料費支出 (6) 水道光熱費支出 (7) 燃料費支出 (8) 消耗器具備品費支出 (9) 保険料支出 (10) 賃借料支出 (11) その他支出		
	3 事務費支出 (1) 福利厚生費支出 (2) 職員被服費支出 (3) 旅費交通費支出 (4) 研修研究費支出 (5) 事務消耗品費支出 (6) 印刷製本費支出 (7) 水道光熱費支出 (8) 燃料費支出 (9) 修繕費支出 (10) 通信運搬費支出 (11) 会議費支出 (12) 広報費支出 (13) 業務委託費支出 (14) 手数料支出 (15) 保険料支出 (16) 賃借料支出 (17) その他支出		
	4 固定資産取得支出 (1) ○○取得支出		固定資産に計上されるものに対する支出
	5 積立資産支出 (1) ○○積立資産支出		園舎建替えに向けた積立資産への積立による支出など
	6 その他の支出		
	支出計		

10. 各保育所の概要

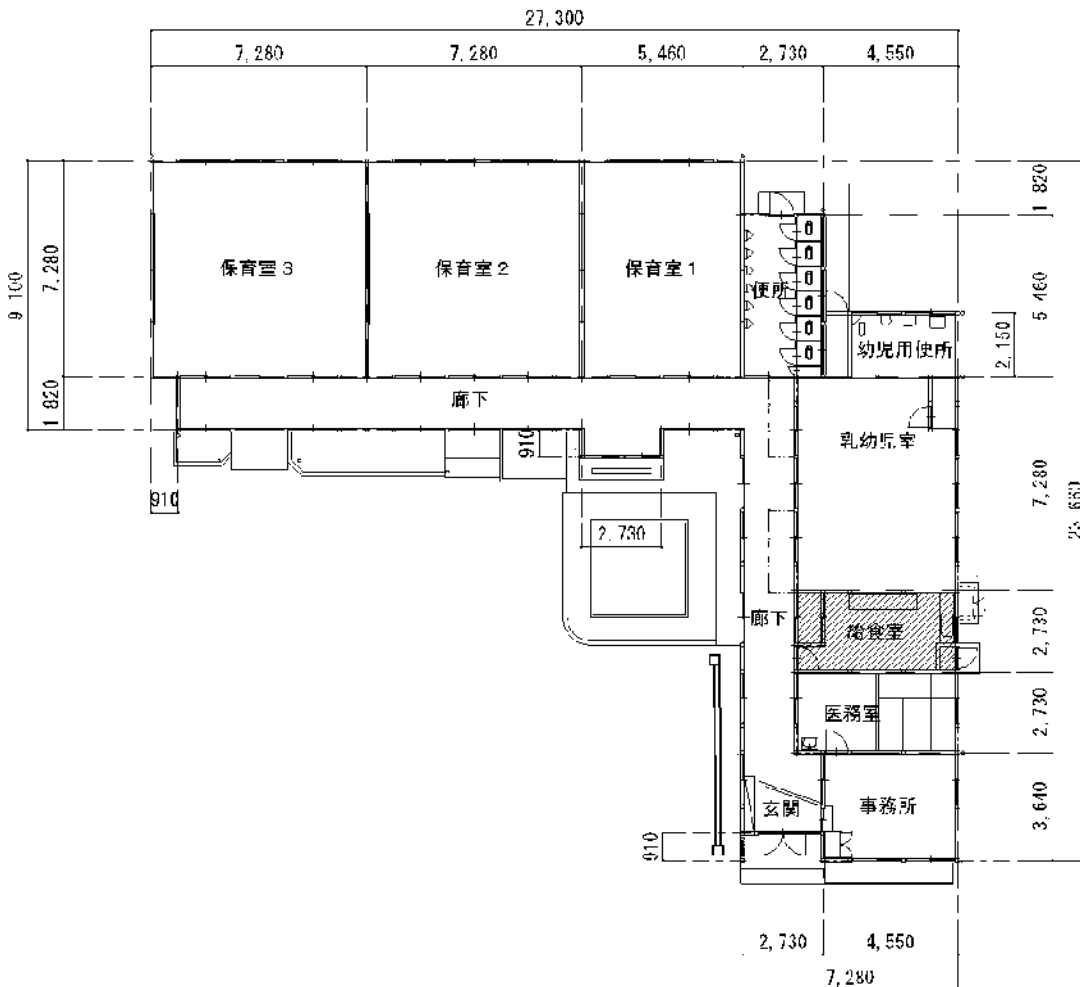
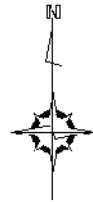
岐阜市立早田保育所 概要

所在地	岐阜市早田東町六丁目 35 番地
定員	70 人
入所数 (R2.7 月時点)	46 人
保育年齢	1～5 歳
公共交通機関	「早田東町」バス停下車 徒歩 3 分
開所時間	平日：7 時～18 時 土曜日：7 時～13 時 30 分
駐車場	2 台
特別保育サービス	サポート一時預かり、親子体験保育 元気子育てサロン事業（子育て相談、園庭開放、図書貸出）
主な行事	<ul style="list-style-type: none"> ・遠足（春・秋） ・七夕会 ・芋ほり ・クリスマス会 ・生活発表会 ・健診（内科・耳鼻科・歯科・眼科） ・地域の方との交流（未就園児、老人会、社会福祉協議会、早田太鼓など） 〔毎月〕誕生会・発育測定・避難訓練・不審者対応訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・保育参観 ・夏祭り ・芸術鑑賞 ・鬼見学 ・ひな祭り会 <ul style="list-style-type: none"> ・懇談会 ・運動会 ・おみせやさんごっこ ・豆まき ・お別れ会
保育方針	四季の自然に親しめる環境と小規模ならではの家庭的な雰囲気の中で、異年齢児との関わりを大切に人思いの優しい心を培っていきます。友達と一緒に元気いっぱい運動をしたり、興味や関心を持って自然や物と関わったり、感性豊かに工夫し表現したりすることで、生きる力を育てていきます。また、地域の行事にも積極的に参加して社会性の芽生えを大切にしていきます。
敷地面積	1,005.87 m ²
床面積	325.96 m ²
建物構造	木造平屋
築年月	昭和 40 年 10 月
用途地域	第 2 種住居地域
土砂災害警戒区域等	—

※上記概要と現況で相違がある場合は、現況を優先する。



配置図



地域との連携 【早田保育所】

① 自治会

- ・入所式・運動会・卒園式等への来賓依頼及び出席（新型コロナの影響で現在は実施せず）
- ・早田公民館で行われる文化祭（11月）に児童の作品を出展
- ・生き生きサロン（2月）社会福祉協議会の方が来所し児童と交流し、交流時に毎年、絵本の寄付あり

② 民生委員・主任児童委員

- ・入所式・運動会・卒園式等への来賓依頼及び出席（新型コロナの影響で現在は実施せず）
- ・でんでんキッズ（11月）に年長児と2歳児が参加し、地域の未就園児と交流
- ・日光地区（早田・島・則武・城西）地域連携子育て支援赤ちゃんクラブ（2月）へ保育士2名が出向き、パネルシアター等の実施
- ・子育て支援ネットワーク会議（2月）へ所長が出席

③ 老人会

- ・生き生きサロン（6月）津島会館へ出向き交流 対象は以上児（新型コロナウイルスの影響で今年度はプレゼントのみ持参）

④ 社会福祉施設等

- ・なし

⑤ 小学校

- ・入所式・運動会・卒園式等への来賓依頼及び出席（新型コロナの影響で現在は実施せず）
- ・早田小学校入学式・運動会・卒園式に所長出席（新型コロナの影響で現在は実施せず）
- ・年長児が早田小学校へ出向き交流（2月） 連絡は小学校からあり
- ・年度末頃に就学前児童に関することの連携のため保育所児童保育要録を作成。

⑥ 中学校

- ・要請があった中学校の職場体験の受け入れ

⑦ 高等学校ほか

- ・ 県立岐阜商業が、販売実習等による売り上げを地域に還元するため、毎年絵本を寄付。

⑧ その他

- ・ 早田太鼓の会が開催する行事（11月の日曜日）に参加 対象は以上児 竹太鼓や歌の発表
- ・ 大学、短大、専門学校からの保育・看護実習生受け入れ（新型コロナの影響で現在は受け入れせず）

近年の大規模工事（50万円以上） 履歴 【早田保育所】

年度	工事名	場所	金額	備考
2013	耐震補強工事	建物	16,068,591円	
2013	耐震補強等工事	外部、保育室、乳幼児室、トイレ、廊下	6,627,159円	
2016	給食室エアコン設置工事	給食室	8,748,000円	契約金額は早田保育所ほか4保育所の合算
2017	総合遊具等設置工事	園庭	12,322,800円	
2018	防犯カメラ設置工事	建物	12,430,800円	契約金額は早田保育所ほか4保育所の合算

早田保育所 収支 試算表

●収入

○運営費収入 51,534,480 円

	人数	基本単価	処遇改善加算	冷暖房加算	事務職員 雇上費加算	主任保育士 専任加算	(A*(B+C+D)+E+F)*12
	A	B	C	D	E	F	
0歳児	0人						
1歳児	11人	112,720	3,880	110	11,463	64,022	16,311,540
2歳児	13人	112,720	3,880	110	13,548	75,662	19,277,280
3歳児	9人	55,780	1,920	110	9,379	52,381	6,984,600
4歳児	8人	48,790	1,680	110	8,337	46,561	5,514,456
5歳児	5人	48,790	1,680	110	5,213	29,104	3,446,604
合計	46人						51,534,480

※加算率は4%で試算

※人数はR2.7.1現在の入所児童数46人で試算

○岐阜市補助金収入 5,875,000 円 (円)

	金額	備考
低年齢児保育対策費	0	
延長保育事業	1,505,000	1時間延長保育実施(平均利用人数6人以上)
延長保育接続事業	300,000	同規模の保育園から推計
障害児保育事業	1,600,000	障害児2人と推計 加配保育士1人
一時預かり事業(一般型)	1,600,000	専任保育士1人以上必要
運営費補助	370,000	眼科耳鼻科医健診、環境衛生検査等の実施
保育士確保サポート奨励金	500,000	新規採用保育士1人(常勤)につき100,000円
合計	5,875,000	

○利用料収入 480,000 円

延長保育料(月平均10人と仮定)、一時預かり事業利用料(未満児10人、以上児10人と仮定)

○雑収入 570,240 円

職員給食費収入(職員数9人と仮定)

●支出(人件費以外)

○人件費以外の主な支出(令和元年度の支出実績)

7,362,367 円

	金額(円)	備考
消耗品費	510,000	保育用品、給食業務用品など
水道光熱費	1,922,494	水道、電気、LPガス
燃料費	1,470	灯油代、
電話料	69,872	
賄材料費	4,169,138	
業務委託費	689,393	
自動火災報知設備保守点検	44,165	
遊具等保守点検	59,400	
消火器具保守点検	10,148	
給食室換気扇等清掃	64,900	
非常通報装置保守点検	104,640	
一般電気工作物保守点検	24,349	
建築設備定期点検	110,000	
グリストラップ汚泥収集運搬処分	59,851	
牛乳パック回収	84,203	
使用済み紙おむつ回収	127,737	
合計	7,362,367	

(補足説明)
 ・消耗品費は各保育所の割り当て分で、この他に子ども保育課が一括して購入している物があります。
 ・水道光熱費、燃料費、賄材料費は年間実績
 ・業務委託費について、公立保育所は一括で委託しており、総委託費を按分した金額のため、各保育園が委託した場合はこの通りとは限らない。

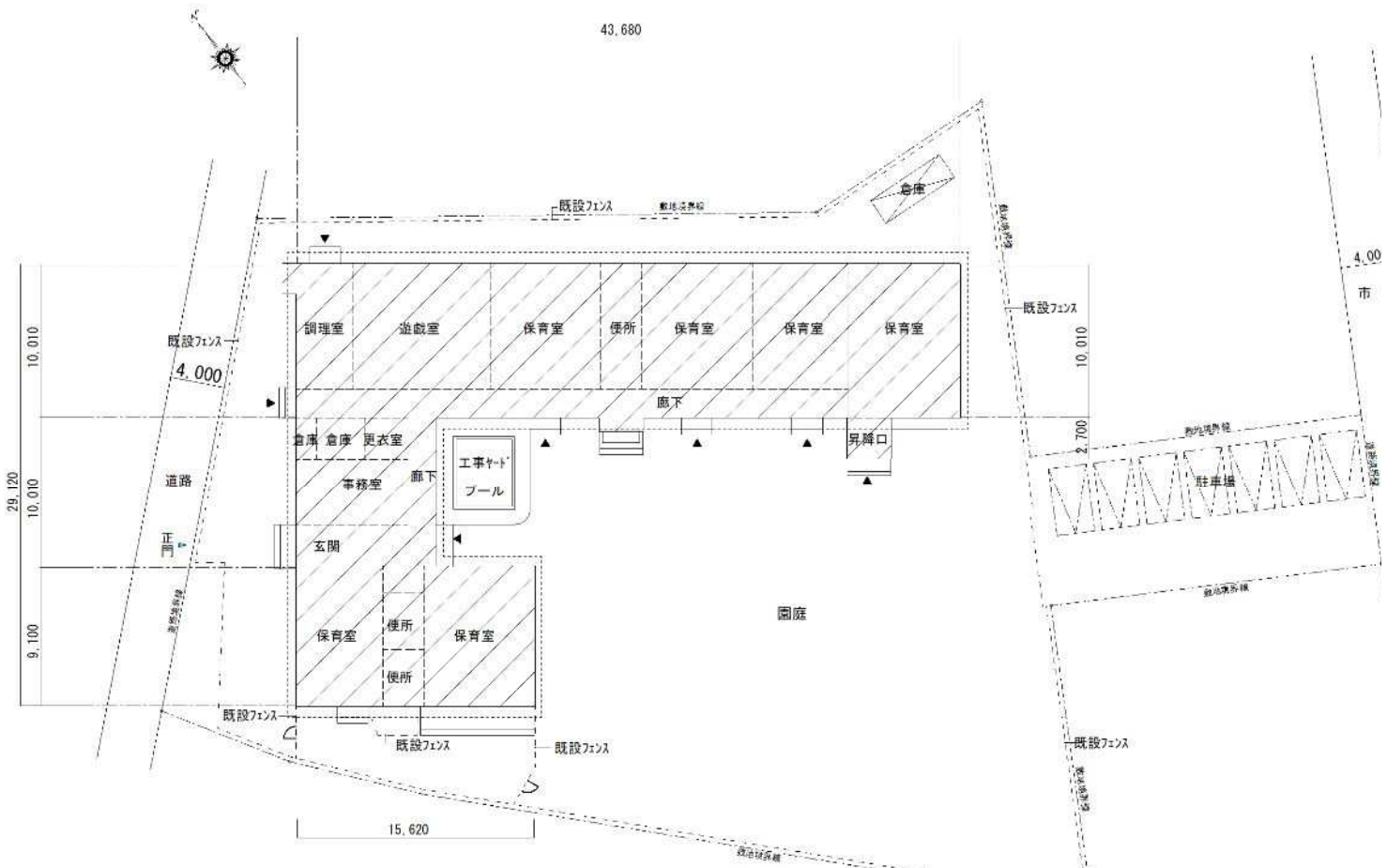
岐阜市立岩野田保育所 概要

所在地	岐阜市三田洞東一丁目 18 番 5 号
定員	110 人
入所数 (R2.7 月時点)	102 人
保育年齢	1～5 歳
公共交通機関	「三田洞自動車学校口」バス停下車 徒歩 2 分
開所時間	平日：7 時～18 時 土曜日：7 時～13 時 30 分
駐車場	1 2 台 (内 3 台軽自動車)
特別保育サービス	サポート一時預かり、親子体験保育 元気子育てサロン事業 (子育て相談、園庭開放、図書貸出)
主な行事	<ul style="list-style-type: none"> ・遠足 (春・秋) ・保育参観 ・懇談会 (個人・クラス) ・プール開き ・七夕会 ・夏まつり ・プール参観 ・祖父母参観 ・運動会 ・お店屋さんごっこ ・クリスマス会 ・新年お楽しみ会 ・鬼見学 ・豆まき ・生活発表会 ・ひな祭り ・お別れ会 ・デイサービス訪問 ・岩野田小との交流 <p>[毎月]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発育測定 ・避難訓練 ・不審者対応訓練 ・よいこの会 ・誕生会
保育方針	保育所周辺には、遊歩道、公園、ふれあいの森などがあり、四季折々の自然に触れながら園外保育に出かけ、様々な体験や発見をし、健康で生き生きと活動しています。安心安全な環境の中で、遊びを通して感性豊かに表現できる子ども、あいさつができる子ども、様々な人との関わりの中で自分や友だちを大事にし、優しく思いやりのある子どもに育つよう、一人一人を大切に保育を実践しています
敷地面積	2,154.97 m ²
床面積	690.85 m ²
建物構造	木造平屋
築年月	昭和 43 年 3 月
用途地域	第 1 種中高層住居専用地域
土砂災害警戒区域等	土砂災害警戒区域

※上記概要と現況で相違がある場合は、現況を優先する。



配置図



地域との連携 【岩野田保育所】

① 自治会

- ・自治会連合会長さんに入所式、運動会、卒園式に来賓依頼、出席。
- ・岩野田地域まちづくり協議会に所長出席。

② 民生委員・主任児童委員

- ・所長は岩野田地区民生委員候補者推薦準備会委員として辞令を受ける
- ・入所式、卒園式、運動会に来賓依頼

③ 老人会

- ・老人クラブ会長さんにサンタクロースを依頼する。
- ・その時の会長さんの意向により、老人会が運動会、新年お楽しみ会に参加することもある。
- ・入所式、運動会、卒園式の来賓として会長さんに依頼する。

④ 社会福祉施設等

- ・今井デイサービスとの交流。(年2回位)年長組とふれあい遊びをする。

⑤ 小学校

- ・岩野田小学校

年長と1年生との交流会・小学校の授業参観、幼保小との連携会議(所長出席)、岩野田小運営協議会(所長は役員となる)・入所式、卒園式、運動会来賓として校長先生にきてもらう。・入学式、運動会、卒業式に所長出席。

- ・岩野田北小学校

年長と1年生との交流会、学校探検・入所式、卒園式、運動会の来賓に校長先生にきてもらう。

- ・年度末に就学児童について懇談をし、連携。保育要録を送付。

⑥ 中学校

- ・岩野田中学校

職場体験 年1回2日間

⑦ 高等学校ほか

・城北高校 生活文化科

3歳以上児との交流会（年3回）・家庭クラブとのクリスマス交流会・インターンシップの受け入れ

・大学、短大、専門学校、看護学校より、保育実習、看護実習の受け入れを行う。

・岐阜薬科大学

入所式、運動会、祖父母参観、保育参観、卒園式など行事の時に駐車場を借りる。

⑧ その他

・岩野田郵便局 毎年2月頃に年長児の作品をギャラリーに飾りたいとの依頼あり。

・「キッズトントン」事業参加（年長）

・岐阜県サッカー協会の巡回サッカー教室を依頼。年長組参加。

近年の大規模工事（50万円以上） 履歴 【岩野田保育所】

年度	工事名	場所	金額	備考
2008	下水切替工事	排水設備、浄化槽	4,084,500円	
2012	耐震補強工事	建物	11,681,250円	
2015	保育所総合遊具設置工事	園庭	32,017,302円	契約金額は岩野田保育所ほか3保育所の合算
2015	給食室エアコン設置工事	給食室	11,448,000円	契約金額は岩野田保育所ほか4保育所の合算
2016	防犯カメラ設置工事	建物	8,097,840円	契約金額は岩野田保育所ほか3保育所の合算
2017	屋根改修及びその他工事	建物	20,318,904円	
2019	ガス管改修工事	建物外及び内部	1,762,200円	

岩野田保育所 収支 試算表

●収入

○運営費収入 78,628,320 円

	人数	基本単価	処遇改善加算	冷暖房加算	事務職員 雇上費加算	主任保育士 専任加算	(A*(B+C+D)+E+F)*12
	A	B	C	D	E	F	
0歳児	0人						
1歳児	18人	98,310	3,440	110	8,297	46,337	22,657,368
2歳児	18人	98,310	3,440	110	8,297	46,337	22,657,368
3歳児	19人	41,370	1,520	110	8,758	48,912	10,496,040
4歳児	24人	34,380	1,280	110	11,063	61,783	11,175,912
5歳児	25人	34,380	1,280	110	11,525	64,361	11,641,632
合計	104人						78,628,320

※加算率は4%で試算

※人数はR2.7.1現在の入所児童数104人で試算

○岐阜市補助金収入 11,703,800 円 (円)

	金額	備考
低年齢児保育対策費	1,828,800	加配保育士1人、1,2歳児6人増えたと想定
延長保育事業	1,505,000	1時間延長保育実施(平均利用人数6人以上)
延長保育接続事業	3,300,000	同規模の保育園から推計
障害児保育事業	2,400,000	障害児3人と推計 加配保育士1人
一時預かり事業(一般型)	1,600,000	専任保育士1人以上必要
運営費補助	370,000	眼科耳鼻科医健診、環境衛生検査等の実施
保育士確保サポート奨励金	700,000	新規採用保育士1人(常勤)につき100,000円
合計	11,703,800	

○利用料収入 480,000 円

延長保育料(月平均10人と仮定)、一時預かり事業利用料(未満児10人、以上児10人と仮定)

○雑収入 823,680 円

職員給食費収入(職員数13人と仮定)

●支出(人件費以外)

○人件費以外の主な支出(令和元年度の支出実績)

13,010,649 円

	金額(円)	備考
消耗品費	859,000	保育用品、給食業務用品など
水道光熱費	3,052,739	水道、電気、LPガス
燃料費	0	灯油代、
電話料	69,872	
賄材料費	8,339,645	
業務委託費	689,393	
自動火災報知設備保守点検	44,165	
遊具等保守点検	59,400	
消火器具保守点検	10,148	
給食室換気扇等清掃	64,900	
非常通報装置保守点検	104,640	
一般電気工作物保守点検	24,349	
建築設備定期点検	110,000	
グリストラップ汚泥収集運搬処分	59,851	
牛乳パック回収	84,203	
使用済み紙おむつ回収	127,737	
合計	13,010,649	

(補足説明)
 ・消耗品費は各保育所の割り当て分で、この他に子ども保育課が一括して購入している物があります。
 ・水道光熱費、燃料費、賄材料費は年間実績
 ・業務委託費について、公立保育所は一括で委託しており、総委託費を按分した金額のため、各保育園が委託した場合はこの通りとは限らない。

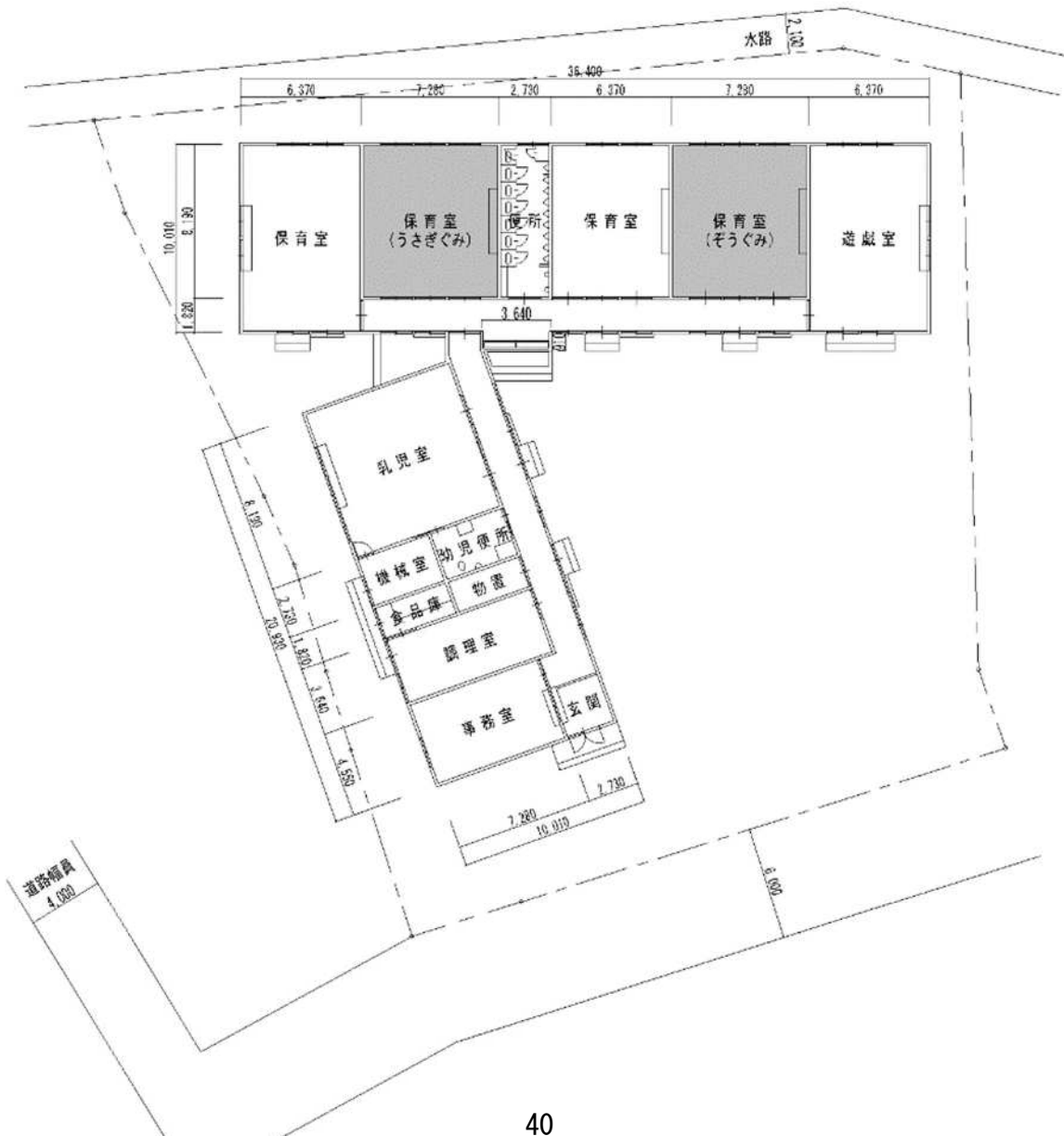
岐阜市立則武保育所 概要

所在地	岐阜市則武中三丁目 13 番 3 号
定員	140 人
入所数 (R2.7 月時点)	122 人
保育年齢	1～5 歳
公共交通機関	「則武小学校前」バス停下車 徒歩 2 分
開所時間	平日：7 時～18 時 土曜日：7 時～13 時 30 分
駐車場	無
特別保育サービス	サポート一時預かり、親子体験保育 元気子育てサロン事業（子育て相談、園庭開放、図書貸出）
主な行事	<ul style="list-style-type: none"> ・遠足（春・秋） ・子どもフェスティバル ・七夕会 ・夏まつり ・クリスマス会 ・保育参観 ・懇談会（クラス・個人） ・運動会 ・生活発表会 ・鬼見学 ・お別れ会 ・サッカー教室 ・小学生との交流会 ・高齢者施設訪問（年 1 回） ・地域老人会との交流（年 4 回） <p>〔毎月〕誕生会・避難訓練・発育測定・なかよし会議</p>
保育方針	<p>「生涯にわたる生きる力の育成」をめざして発達年齢をおさえた養護と教育をすすめていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の身のまわりのことは、自分でやろうとする力を育てます。 ・友達・保育士・地域の方とのつながりの中で、やさしさ、思いやりの気持ちをもてるようにしていきます。 ・クッキング、給食部屋配膳、野菜の栽培・収穫など食に関心をもち、意欲的に活動する力を育てます。 ・生活・あそびの中で自分で試したり工夫したりする力を大切にしていきます。
敷地面積	1,652.00 m ²
床面積	581.33 m ²
建物構造	木造平屋
築年月	昭和 45 年 12 月
用途地域	第 2 種中高層住居専用地域
土砂災害警戒区域等	—

※上記概要と現況で相違がある場合は、現況を優先する。



配置図



地域との連携 【則武保育所】

① 自治会

- ・入所式・運動会
- ・卒園式等来賓依頼と出席。
- ・校区夏祭り、準備会議出席・準備参加・出店。
- ・校区文化祭に児童の作品を出店（隔年11月）
- ・校区親子ふれあい教室（青少年育成会議）にて保育所紹介、親子遊び提供（日光コミセン）
- ・サンタクロースの依頼（例年は公民館館長にお願いできる方に依頼していただける）

② 民生委員・主任児童委員

- ・入所式・運動会・卒園式等来賓依頼と出席。
- ・校区夏祭り、準備会議出席・準備参加・出店
- ・早田・則武・城西・島地区合同「赤ちゃんクラブ」にて保育所紹介、手遊び、音楽遊び提供（日光コミセン）

③ 老人会

- ・長寿会と、6月、10月運動会后、ひな祭り会（歌や踊りの披露）、夏祭り（コーナー担当等）にて交流。

④ 社会福祉施設等

- ・デイケアセンター こもれび 年1回 訪問し 年中、年長児とふれあい交流。
(歌の披露、ふれあい遊び)

⑤ 小学校

- ・年長児と小学生、地域幼稚園（はなぞの幼稚園）との交流。
幼保小連携協議会会議出席・会議にて交流日時決定。
- ・学校運営協議会（コミュニティースクール）所長出席。
- ・学校自由参観に職員参観。
- ・「キッズトントン」実施のため調理室使用を依頼。

⑥ 中学校

- ・岐阜清流中学校要請生徒の体験学習受け入れ。

⑦ 高等学校ほか

- ・大学、短大、専門学校より保育実習受け入れ。
- ・岐阜大学より看護実習受け入れ

⑧ その他

- ・「キッズトントン」事業参加。年長児が食生活改善委員の指導で調理して食べる食育実施。
則武小学校調理室にて実施。
- ・さつま芋の苗植え。(農業体験学習) JA ぎふと連携。

近年の大規模工事 (50万円以上) 履歴 【則武保育所】

年度	工事名	場所	金額	備考
2012	屋根改修工事	屋根	5,941,950円	
2014	耐震補強工事	建物	12,374,864円	
2014	外壁改修工事	外壁等	8,647,303円	
2016	保育所総合遊具設置工事	園庭	14,114,520円	契約金額は則武保育所ほか1保育所の合算
2017	防犯カメラ設置工事	建物	10,768,680円	契約金額は則武保育所ほか3保育所の合算
2018	プール改修工事	園庭プール	3,638,520円	契約金額は則武保育所ほか1保育所の合算

則武保育所 収支 試算表

●収入

○運営費収入 89,487,240 円

	人数	基本単価	処遇改善加算	冷暖房加算	事務職員 雇上費加算	主任保育士 専任加算	合計
	A	B	C	D	E	F	(A*(B+C+D)+E+F)*12
0歳児	0人						
1歳児	20人	94,510	3,320	110	7,795	43,533	24,121,536
2歳児	26人	94,510	3,320	110	10,133	56,593	31,357,992
3歳児	25人	37,570	1,360	110	9,743	54,416	12,481,908
4歳児	28人	30,580	1,240	110	10,913	60,946	11,590,788
5歳児	24人	30,580	1,240	110	9,356	52,242	9,935,016
合計	123人						89,487,240

※加算率は4%で試算

※人数はR2.7.1現在の入所児童数123人で試算

○岐阜市補助金収入 14,703,800 円 (円)

	金額	備考
低年齢児保育対策費	1,828,800	加配保育士1人、1,2歳児6人増えたと想定
延長保育事業	1,505,000	1時間延長保育実施(平均利用人数6人以上)
延長保育接続事業	5,400,000	同規模の保育園から推計
障害児保育事業	3,200,000	障害児4人と推計 加配保育士1人
一時預かり事業(一般型)	1,600,000	専任保育士1人以上必要
運営費補助	370,000	眼科耳鼻科医健診、環境衛生検査等の実施
保育士確保サポート奨励金	800,000	新規採用保育士1人(常勤)につき100,000円
合計	14,703,800	

○利用料収入 480,000 円

延長保育料(月平均10人と仮定)、一時預かり事業利用料(未満児10人、以上児10人と仮定)

○雑収入 887,040 円

職員給食費収入(職員数14人と仮定)

●支出(人件費以外)

○人件費以外の主な支出(令和元年度の支出実績)

14,737,833 円

	金額(円)	備考
消耗品費	980,000	保育用品、給食業務用品など
水道光熱費	4,089,907	水道、電気、LPガス
燃料費	0	灯油代、
電話料	69,872	
賄材料費	8,908,661	
業務委託費	689,393	
自動火災報知設備保守点検	44,165	
遊具等保守点検	59,400	
消火器具保守点検	10,148	
給食室換気扇等清掃	64,900	
非常通報装置保守点検	104,640	
一般電気工作物保守点検	24,349	
建築設備定期点検	110,000	
グリストラップ汚泥収集運搬処分	59,851	
牛乳パック回収	84,203	
使用済み紙おむつ回収	127,737	
合計	14,737,833	

(補足説明)
 ・消耗品費は各保育所の割り当て分で、この他に子ども保育課が一括して購入している物があります。
 ・水道光熱費、燃料費、賄材料費は年間実績
 ・業務委託費について、公立保育所は一括で委託しており、総委託費を按分した金額のため、各保育園が委託した場合はこの通りとは限らない。